# 小野地域ふれあい交流館貸館業務に関する Q&A

Q.どのような用途に利用できますか。

A.地域内外の住民の皆様の交流の場として利用できます。最大でテーブル4個、 イス20個、子供用イス5個の使用が可能です。

Q.小野地域以外の人も利用できますか。

A.東松島市の住民交流を目的としたものであれば利用できます。

### Q.開館時間はいつですか。

A.火曜日から土曜日までの午前 10 時から午後 3 時まで利用可能です。 ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)は休館となります。

## Q.利用の流れを教えてください。

A.はじめに市民協働課へ電話し、交流スペースの空き状況の確認と、利用目的について相談してください。その後、市民協働課にて利用申請の手続きをしてください。申請書の様式は市民協働課または市のホームページにあります。なお、利用状況によっては使用料がかかる場合があります。

# Q.使用料金を教えてください。

A.下記のとおりとなります。

| 区分              | 使用料                     |
|-----------------|-------------------------|
| 商品の販売やキッチンカーの出店 | 売上額の 15%に相当する額          |
| 等での販売の事業を行う場合   |                         |
| 販売以外で、参加料金を徴収する | 1日あたり4時間まで550円、         |
| 事業を行う場合         | 4 時間を超過する場合は超過料金が 1 時間に |
|                 | つき 200 円かかります           |
| 販売や参加料の徴収を伴わない事 | 使用料はかかりません              |
| 業を行う場合(会議など)    |                         |

Q.利用申請はいつまでにすればいいですか。

A.利用開始日の3ヶ月前から7日前までに市民協働課への申請が必要です。

上記の他に不明点などありましたら、下記担当までお気軽にお問い合せください。

### 【担当・問い合わせ先】

東松島市役所市民協働課まちづくり推進係

TEL: 0225-82-1111(内線 3803 · 3808) FAX: 0225-82-1391

E X-III: kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp